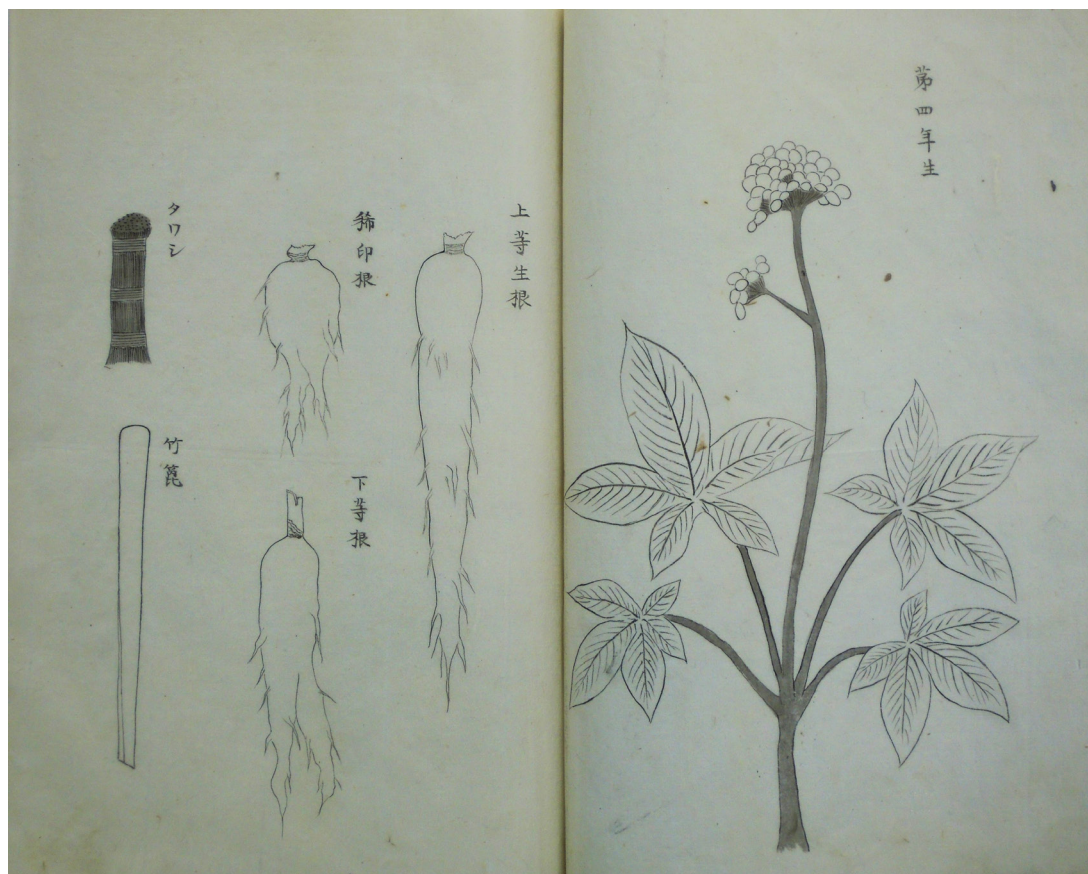


福島県史料情報

第65号 令和5年(2023)2月



第四年生の御種人参と等級の実例（『物産景況書』、明治・大正期の福島県庁文書 2526）

『物産景況書』に記された御種人参

福島県は、会津の御種人参・荏胡麻など「地域特産作物」の産地回復の取り組みを本格化させている。御種人参は、ウコギ科ニンジン属の多年草で、一般には「会津人参」「薬用人参」「朝鮮人参」などとも呼ばれ、主に漢方薬として用いられる。

明治十二年（一八七九）の『物産景況書』には、明治時代の福島県内における殖産興業の一事例として、品質の良い御種人参の生産や流通を目的とした若松弘業会社に関する記述が載せられている。会津藩士属秋月胤永（悌次郎）は、粗製濫造されている御種人参の現状を憂慮し、有志者を募って片柳町（会津若松市御旗町）に若松弘業会社を設立した。同社での御種人参の栽培方法は、以下の通りである。

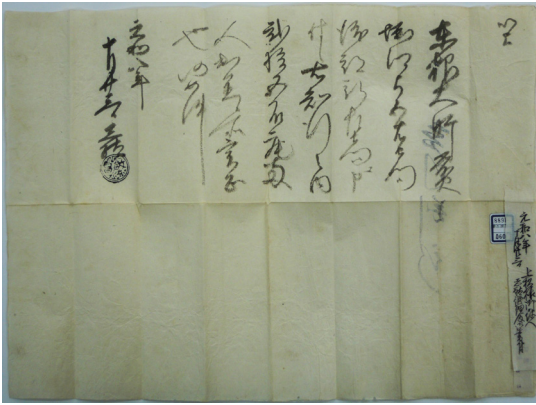
栽培地は御山（会津若松市門田町御山）で、夏の土用の前に馬糞や踏み草を畑に散らし、土塊を砕く。秋の土用に畦を立て平坦にならし、目板で種を蒔く位置を決め、その穴に種を蒔く。穴の上に薄く土を掃いて平らにして藁を敷く。覆いで遮光し、秋の土用まで雑草を除去する。覆いを取って土用の二十日後に施肥し、モグラ・ヤマネズミ・ハリガネムシ（コメツキ類幼虫）による被害に注意する。

四年目に採取し、茎を三分程残して切り、棕櫚タワシで洗い、凹んだ所の土は竹籠で落とす。根先を上にして竹籠に並べ、沸騰したお湯に竹籠を入れて煮る。十五分煮たら籠を引き上げて冷水に浸し、干場にて御種人参の向きを変えながら三日干す。小根を切り、形を整えて四五日干すと製品が出来る。

御種人参は、根の形状から五等級に分類され、すらっとした上等生根、ずんぐり短い篩印根、先が二股になった下等根などがある。御種人参の製品は厚手の紙の袋に入れ、さらに湿気を避けるために杉の木で作った函に入れて保管する。

（渡邊 智裕）

志駄義秀と分割された 伊達郡東根郷



元和 8 年 10 月 23 日付志駄義秀知行宛行状
(庄司家文書 I 3688)

近世初期の米沢藩政下における信達地域の在地支配は、十九世紀初頭に成立した『信達両郡案内記』により、「四郡奉行（信達四郡役）」として知行を与えられていた五つの旧家によって差配されていたと従来の研究では言われてきた。福島県の鈴木源左衛門が信夫郡、桑折の佐藤新右衛門が伊達郡西根郷、下保原の渡部新左衛門が伊達郡東根上郷、梁川の堀江与五右衛門が伊達郡東根下郷、秋山の高橋清左衛門が伊達郡小手郷を支配していたという言説である。

しかし、元和八年（一六二二）十月以前の米沢藩の発給文書を網羅的に分析すると、堀江の権限が東根上郷を含んだ東根郷全体の村々に及んでおり、渡部の存在は当時の古文書から全く確認できず、これまでの説の再検討が必要である。

米沢藩長井奉行の平林正恒が元和八年二月十八日に死去し、代わって保原館將の志駄義秀が長井奉行に就いた。同年十月二十三日に志駄は、堀江与五右衛門尉と渡部新左衛門尉の両者を「東根大肝煎」に任じ、その知行高として両者に二十五石ずつ与える旨を伝えている。ここにそれまでの東根郷における支配の枠組が大きく転換されることになった。前任の堀江・新任の渡部の順で古文書には記されているが、これ以降ではそれまで堀江が東根郷全体に有していた権限は東根下郷に限定されることになり、さらに志駄は東根上郷の権限を堀江から取り上げて渡部に付与したのである。これは、米沢藩内での権力構造の変化が在地支配に影響を及ぼしたものと見なされよう。また、志駄が東根上郷の保原に別邸を有していたことも東根郷の分割に関係する可能性がある。

（渡邊 智裕）

近世の彗星出現記録と 庶民の認識

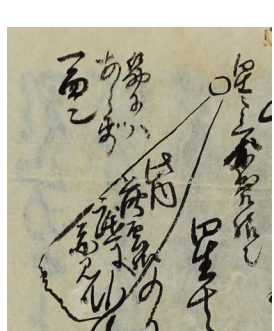
近世の人々の中に、異様な天文現象に接した際、記録に残す者もいた。多い例では彗星の記述である。

たとえば、会津郡松枝岐村の星縫殿右衛門が記した年代記「一代日記并萬覚書」（檜枝岐村文書二九一）の寛保三年（一七四三）条では、十二月末から翌四年正月初めにかけて、西に「ほうき星」が現れ、諸国で目撃されたと記している。クリンケンベルグ彗星のことである。さらに、禁裏様（天皇）が彗星を「いなほし（稲星）」と名付けたとあるが、これは事実ではない。一方、彗星の記述と前後し、寛保三年諸国豊作を挙げている点からも、彗星の稲穂を想起させる形状から、彗星・稲・豊作と結びつけ、彗星を古事と捉える理解もあつたようである。このように、彗星などの非日常的な天文現象に対し、庶民の間でも、社会への影響や出現の因果を気にしていた。

伊達郡町飯坂村（現川俣町）渡辺家の日記「累世年鑑」（渡辺弥平治家文書（その一）四五二）には、文化八年（一八一二）秋冬の彗星の記述がある。注目すべきは、彗星出現を「水気之頭れ候もの哉」と記した点で、雨天が続く気候と関係し、彗

星が出現しているのではないかとしている。水気の星は、日照不足・不作・多雨・洪水と結びつき、凶事と理解されがちであった。

また、同じく渡辺家の文政二年（一八一九）「累世年鑑」（同家文書四五七）には、六月頃の記述で「泰前江ヲロシア着之節様ニ亦星光出る」とし、先の文化八年彗星を引用し彗星出現を記した。「ロシア着」はロシア海軍士官ゴローニンの千島列島上陸を指すと思われる。他史料でも、文化四年彗星と文化露寇・松前騒動を併記する例などが複数存在する。当時陸奥国南部は、ロシアの南下政策の中、松前藩の梁川転封や会津藩の樺太出兵があり、市井も緊張が高まった。彗星出現と外国接近という凶事を見聞した庶民は、両者の関係性を意識して理解しようとしたのではないかと筆者はみている。



文化 8 年 (1811) 8 月
21 日目撃の彗星の図
(渡辺弥平治家文書
(その 1) 451)

近世庶民の認識では、彗星を稲星のように吉事と捉える例もあれば、水気星のように凶事に近く理解する見方もあり、様々な理解が混在していたのが実態である。（小野 孝太郎）

大沼郡喰丸村の 三つ子誕生と養育支援

天保元年（一八三〇）三月二十八日、会津藩預地の大沼郡喰丸村（現昭和村）の直治（直次）・つる（鶴）の間に、男の三つ子（鶴松・竹松・亀松）が誕生した。三つ子誕生はすぐに会津藩領で広まり有名となる。会津郡熊倉村（現只見町）目黒家の年代記「文政以来萬覺書」（『只見町郷土史資料第五集』）には、同年閏三月二十三日、田島代官所が三つ子誕生を報じ、肥立が良いとある。そして、母つる一人では乳が足りないと申し出があったため、乳母になりたいた者がいれば、喰丸村名主へ問い合わせるよう命じ、乳母には授乳代の手当てが出るとした。

また、会津郡松枝岐村星家の年代記「萬書留手扣」（檜枝岐村文書二九三）には、三つ子誕生の記述に加え「御褒美鳥目五拾貫文被下置」とある。これは、同年六月十九日に幕府から直治らへ与えられた養育料五十貫文（五万文）を指しており、三つ子誕生に対して下賜される幕府の養育政策に基づくものである。

さらに、三つ子と接した儒者日尾荊山の著『一乳三男實説并攷證』（個人蔵）によると、幕府の養育支援に加え、統治していた会津藩も次の養



天保 7 年 (1836) 5 月刊
『一乳三男實説并攷證』より喰丸村
三つ子の図 (斎藤月岑写、個人蔵)

育支援を施した。四歳まで毎年乳母手当て（二人分）米四俵半・金一両二分と養育料金五両を支給、以後も毎月養育米を下賜し、困窮時も支援があったという。日尾によれば、三つ子出生の故事を紐解いても乳母二人の下賜は見当たらず、前例のない養育支援と評している。

その後、天保七年三月七日からの江戸浅草寺念仏堂での圓藏寺虚空蔵菩薩開帳に併せ、三つ子も従って傍らに侍した。母つるが安産祈願した虚空蔵菩薩ゆえである。浅草で三つ子に出会った日尾荊山は、その経緯をまとめて前書を出版し、これにより喰丸村の三つ子と養育支援の手厚さが広く知れ渡ったのである。

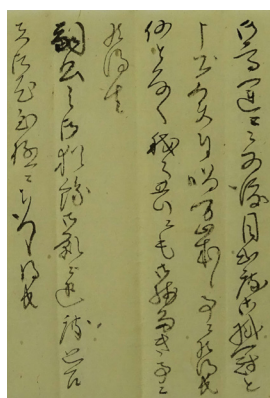
多胎出産・養育には経済的・身体的負担などが大きいのかかったが、前例のない養育支援は大きな支えとなったであろう。（小野孝太郎）

藩主の隠居意思に揺れる 家臣の心

安政四年（一八五七）、二本松藩九代藩主丹羽長富は子の丹羽長国へ家督を譲るとの意思を、用人（藩主側近）黒田傳太夫に伝えた。当館収蔵の「書状」（広瀬静樹家文書（その一）一二四）では、同じく用人の広瀬多六兵衛が本件について複雑な心境を吐露した様子を垣間見ることができたため、紹介したい。

長富が隠居を決意した背景として、自身の壮健を理由に長国は物事を深く考慮せず「只有」となっているため、「御目之被為覚」ようにしたいとの考えが存在した。一方の長国は、家督相続まで数年の猶予を望んでいたようである。しかし家老衆も長富の隠居意思を心得ており、一、二年以内に長国が家督を相続するのは内定している状況にあった。

近日中に家督譲渡の意向が長富から長国へ伝達されるとのことを耳にした長国は、その詳細を広瀬へ尋ねた。広瀬は、相続の延期を目的に言葉尽しても角が立つただけだから、長富の意思を汲むほかないだろうと返答している。前述の通り長富の隠居はもはや決定事項だったが、ここでの広瀬の回答ぶりは消極的だったことに気付く。



〔書状〕（広瀬静樹家
文書（その 1）124）

実は広瀬が長富の藩主統投を期待していたことが、この消極的返答の原因だった可能性が高い。というのも、広瀬は史料の後半を使用して長富が丹羽家の家格を上昇させた実績を列挙し、さらには同人の隠居について「御残多き事」と残念がる心境を露わにしているのである。

広瀬がここで言及する家格とは、武功によつて立身出世することが叶わなくなった近世において、大名家の権威を示す重要な要素の一つであった。ゆえに、数多くの大名家が家格を上昇させるため運動が展開されるほどだった。史料に見えるように、長富は家格の一種である官職について丹羽家当主の通例を超えた少将に任官したことで、丹羽家の家格上昇を成功させた。

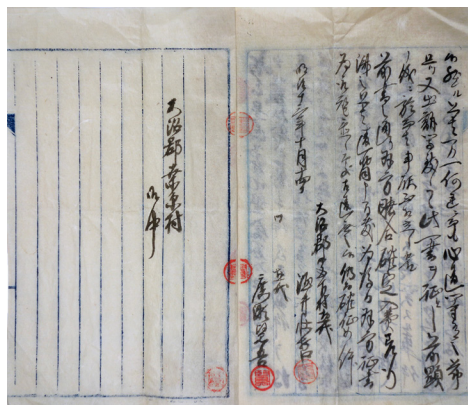
広瀬は長富のかかる実績を大変重要視し、同人の藩主統投を心の内では願っていたようである。その思いの強さは、長国が家督相続の猶予を希望することについて「尤至極」と書き記している点からも窺い知れよう。（片村峰雪）

大沼郡桑原村と宮下村の 入会争論の本筋の結末

大沼郡の桑原村（現三島町）と宮下村（同）は、慶長二年（一五九七）以来、入会争論を繰り返してきた。『三島町史』（一九六八年刊）によると、両村の対立は明治十一年（一八七八）の宮城上等裁判所の判決によって終結したとされている。しかし、今年度公開の河越卿家文書（その三）には、以後も裁判が続き、最終的には全く異なる結末だったことを示す史料が残されていた。

まず一連の流れを整理すると、両村は江戸時代を通じて入会地の利用方法などをめぐり対立をしてきたが、明治時代に至ると入会地の帰属そのものが争われることとなった。地租改正の際に、宮下村が九ヶ所の入会地のうち四ヶ所を自村の土地として登録したためである。

そこで桑原村は、明治七年に入会地の利用権を求めて福島裁判所若松支庁へ提訴したが、審理の結果、同十年に却下となる。すると、宮下村が訴訟費用二七一円四十三銭三厘の弁償を求めて桑原村を訴え、同年に福島裁判所若松支庁が、翌十一年には宮城上等裁判所が桑原村に対して費用の弁償（一部減額）を命じる判決を下した。



示談為取替証書
（河越卿家文書（その3）868）

『三島町史』はこれを以て争論は終結したと記すが、実際には桑原村が大審院へと上告したため、裁判は続いている。そして明治十二年、大審院は宮下村の主張する金額は経費として認められないとして、宮城上等裁判所の判決を破棄した。

そして今度は、桑原村が訴訟費用の弁償を求めて宮下村を訴え、明治十三年一月に福島裁判所若松支庁が、同四月に宮城上等裁判所が宮下村に対して費用の弁償（一部減額）を命じるという、これまでとは反対の展開となった。

ただ、この頃になると双方とも長引く裁判に嫌気がさしたのか、明治十三年十月十四日に、宮下村が桑原村へ三十六円五十銭を支払うことで示談が成立する。こうして、三百年に及ぶ両村の入会争論は、本当の結末を迎えたのであった。（山田 英明）

歴史資料館の一年

今年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、諸事業の実施や資料閲覧を提供した一年でもありました。

収蔵資料展は三回開催しました。只見線復旧応援「奥会津の古文書―総集編―」は、四月十六日から八月二十一日までの会期で、これまで五回にわたって開催した展示の総集編として奥会津の代表的な古文書を紹介しました。「疫病に負けるな！―ふくしまの近世・近代疫病史―」は、九月三日から十二月十一日の会期で、ふくしまで流行した疫病に関わる資料を展示しました。「新公開史料展」は、一月七日から三月二十六日まで開催中で、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十三集に収録した三島町の「河越卿家文書（その三）」を紹介しています。

移動展では、九月三日から十月十六日まで只見線復旧応援「奥会津の古文書―昭和村編―」を昭和村のからむし芸博物館で開催しました。また、十月七日から十一月三日まで「ドラマになったふくしまゆかりの人々―五代友厚・渋沢栄一・古閑裕而―」を福島県立図書館で開催し、十月二十二日には、福島を生きた講座第四回「史料で読むドラマの

主人公たち」を実施しました。

十一月六日の地域史研究講習会では、中世日本史研究者の野村育世氏による「北条政子の鎌倉幕府」と題したご講演をいただき、当館学芸員二名による研究報告を行いました。

古文書講座は、七月十日・二十四日・八月七日・九月四日の四回実施し、福島市の「小川清士家文書」にある江戸時代の町人に関する古文書を使用しました。

二月十二日の「風流踊」ユネスコ無形文化遺産登録記念事業「フィルムアーカイブズ」では、昨年度と同様に染織をテーマとし、「江戸時代の紅花栽培と福島県内の『風流踊』の報告や、構成要件の『風流踊』の記録映像「端縫いのゆめ―西馬音内盆踊り―」や「みちのくの鬼たち―鬼剣舞の里―」を上映しました。

資料閲覧については、完全事前予約制での対応となりました。

福島県史料情報

第 65 号 令和 5 年 2 月 25 日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <https://www.fcp.or.jp/history/>

E-mail history@fcp.or.jp